

29監査公表第9号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成29年5月19日に福岡市長から出資団体監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成29年7月27日

福岡市監査委員	打越基安
同	山口剛司
同	谷山昭
同	篠原俊

1 監査報告と措置の件数

29 監査公表第3号（平成29年2月20日付 福岡市公報第6371号(別冊) 公表) 分

…1件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

(出資団体監査)

(事務監査)

1 福岡市住宅供給公社

監査の結果	措置の状況
<p>1 固定資産管理事務及び決算事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>固定資産管理事務においては、固定資産の増減異動を固定資産台帳に記載し、適正な管理をしなければならない。また、決算事務においては、団体の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用を発生的事实に基づいて経理し、財務諸表を作成しなければならない。</p> <p>しかしながら、昭和41年度、昭和47年度、昭和49年度、昭和53年度、平成8年度、平成9年度及び平成10年度に取得した土地18筆(4,454.49㎡)について、現況の調査及び維持管理については適正に実施しているものの、固定資産台帳への記載が漏れていたため、貸借対照表の</p>	<p>固定資産台帳への記載が漏れていた土地については、登記簿謄本を確認のうえ、平成28年12月9日付で、固定資産台帳に記載するとともに、貸借対照表への計上の処理を行った。</p> <p>今後は、固定資産の保有状況の確認を確実に行う。</p>

固定資産の額に反映していなかった。

固定資産管理事務及び決算事務については、関係法令等に則り、適正な事務処理を行われたい。

(総務課)